

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給

制度概要

市内の小規模事業者の経営改善を促進するため、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資制度により借入れた設備資金（以下「マル経融資」という。）に係る償還利子の一部について、借入者に対して利子補給金を交付します。

利子補給の交付申請手続きについては、福山商工会議所・各商工会（神辺町・沼隈内海・福山北・福山あしな）が、一括して代行します。

マル経融資の内容

資金用途	運転資金	設備資金
融資限度額	2,000万円以下	
返済期間 (うち措置期間)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (2年以内)
利率	固定金利（日本政策金融公庫所定による）	

- ・従業員20人以下（商業・サービス業[宿泊業・娯楽業除く]は5人以下）の小規模事業者であること。
- ・商工会議所や商工会の経営指導を6ヵ月以上受けている など。
- ・利用にあたっては商工会議所会頭、商工会会長の推薦が必要。
- ・保証人、担保は不要。
- ・本市の利子補給の対象は、設備資金のみです。

利子補給の概要

- (補助対象) 2014年（平成26年）から2023年（令和5年）までに実行されたマル経融資のうち、設備資金であり、その設備の設置場所は福山市内に限る。なお、土地取得費は対象としない。
- (利子補給額) 1月から12月に支払った利息のうち、年率0.5%相当部分。
(千円未満切り捨て)
- (利子補給期間) 融資日から起算して12ヵ月以内

問い合わせ先

福山商工会議所	中小企業振興部経営課	TEL	084-921-8734
	松永支所	TEL	084-933-2151
神辺町商工会		TEL	084-963-2001
沼隈内海商工会		TEL	084-987-0328
	内海支所	TEL	084-986-2240
福山北商工会		TEL	084-976-3111
	加茂支所	TEL	084-972-3008
福山あしな商工会		TEL	0847-52-4882
	芦田支所	TEL	084-958-5858

マル経融資の利子補給に関する特例措置 (新型コロナウイルス感染症関連)

マル経融資とは？

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）は、商工会議所・商工会等の経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

①マル経融資（新型コロナウイルス感染症の影響をふまえた国の特例措置分）

【対象】 商工会議所等の経営指導を6か月以上受け、最近1か月の売上高が前年同期比5%以上減少している小規模事業者

【融資限度】 1,000万円（一般分の融資枠2,000万円とは別枠）

【資金使途】 運転資金、設備資金

【返済期間】 運転資金7年以内、設備資金10年以内

【保証人等】 担保・保証人不要

【金利】 1.30%（2023年3月1日時点）を、3年間▲0.9%引き下げ

②マル経融資（一般分）

【対象】 商工会議所等の経営指導を6か月以上受けた小規模事業者

【融資限度】 2,000万円

【資金使途】 運転資金、設備資金 ※利子補給制度の対象は設備資金のみ

【返済期間】 運転資金7年以内、設備資金10年以内

【保証人等】 担保・保証人不要

【金利】 1.30%（2023年3月1日時点）

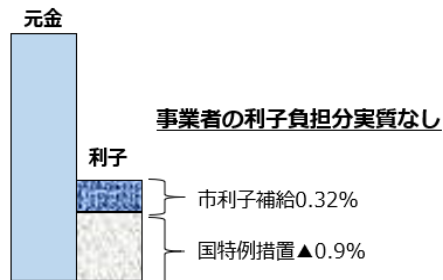
マル経融資への利子補給について

福山市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を支援するため、上記制度の活用者を対象に利子補給を行います。

A：マル経融資(国の特例措置分)に対する利子補給

上記①により、利子引き下げ（▲0.9%）の対象となった事業者について、利子引き下げ後の残りの利子分を市より3年間全額補給します。

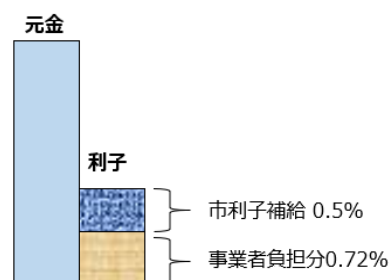
【制度利用者の負担イメージ】 ※年利1.22%の場合



B：マル経融資（一般分）に対する利子補給

上記①の活用者のうち、融資限度額（1,000万円）を超える融資を受けられる方を対象に、利子補給範囲を運転資金に拡大し、年利0.5%を市より3年間補給します。

【制度利用者の負担イメージ】 ※年利1.22%の場合



問い合わせ先

福山市経済環境局経済部産業振興課（雇用労働担当）

TEL：084-928-1040